

【平成30年度】

地方空港におけるインバウンド拡大に向けた着陸料軽減について

1. 軽減措置の概要

(1) 対象便

対象空港に乗り入れる国際旅客定期便の新規就航・増便、国際旅客チャーター便の増加分のうち、空港法第14条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の誘致・充実にに向けた取組が行われていると認められるもの

<留意事項>

- ① 事業計画又は運航計画書(以下、「運航計画等」といいます。)において設定された各月の運航回数が、前年同月よりも増加している場合における当該増加分を軽減の対象とします。ただし、航空会社の運航計画等により、平成30年度の合計運航回数が前年度と比較して増加すると見込まれる場合に限りです。
- ② 運航計画の変更等により事後的に要件を満たさなくなった場合には、軽減額相当の着陸料を追徴することがあります。
- ③ 前年に比べて運航時期に大きな偏りが生じる場合(大幅な増便の直後に大幅な減便が行われる場合など)などには、その一部について着陸料軽減の対象としないことがあります。
- ④ 本措置による平成30年度中の着陸料軽減額は、原則として1空港につき1,500万円を上限とします。ただし、訪日誘客支援空港において、認定通知時のコンセッション項目についての評価結果がSまたはBの空港についてはこの限りではありません。
- ⑤ 国際路線の誘致・充実にに向けた取組が行われていると認められるか否かは、以下の点を総合的に勘案して判断します。
 - ・取組の実施者が当該取組を的確に遂行する能力を有すること
 - ・国際路線の誘致・充実に効果的な取組であって、一定規模(本措置による軽減額と同程度)以上のものが行われていること
 - ・取組の内容が、当該空港が所在する地方公共団体等により策定されている訪日外国人旅行者の受入等に関する計画と整合するものであること

(2) 対象空港

東京国際空港、新千歳空港、福岡空港及びコンセッション空港を除く国管理空港並びに共用空港

(3) 対象期間:平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 軽減率: 1/2

※平成30年度における着陸料軽減は予算の成立が前提となるものです。また、今後内容等が変更になる場合があります。

2. 軽減措置の拡充

1. において規定する軽減措置に加え、以下のとおり軽減措置を拡充することができる。

(1) 拡充の対象便

拡充の対象空港に平成29年夏ダイヤ以降において乗り入れる国際旅客定期便の新規就航・増便、国際旅客チャーター便の増加分のうち、地域の関係者による国際路線の誘致・充実に向けた取組が効果的であって、一定規模(軽減措置を拡充した場合の軽減期間・軽減額と同程度)以上のものが行われていると認められるもの

(2) 拡充の対象空港

1. (2)において規定する軽減措置の対象空港のうち、訪日誘客支援空港(拡大支援型)

(3) 拡充の内容

① 軽減期間の拡充

新規就航・増便する日(チャーター運航から定期運航への移行を含む。以下同じ。)の属する月から、新規就航・増便する日の属する年度の翌々年度の末まで、かつ、平成32年度末まで、軽減期間を拡充できる。この場合、運航計画等において設定された各月の運航回数が、新規就航・増便する日の属する月の1年前の月から新規就航・増便する日の属する月の前月までの期間における、運航計画等において設定された各月の同月よりも増加している場合の当該増加分を対象とします。ただし、航空会社の運航計画等により、平成30年度の合計運航回数が新規就航・増便する日の属する年度の前年度と比較して増加すると見込まれる場合に限ります。

注1) 平成31年度以降における軽減措置の実施については予定であり、変更する場合があります。

注2) 新規就航・増便から2年目以降継続的に運航することが見込まれる場合に限る。

注3) 平成29年3月26日から31日までの間に新規就航・増便したものについては、平成29年4月1日に新規就航・増便したものとみなす。

注4) 各年度とも、地域の関係者による国際路線の誘致・充実に向けた取組が効果的であって、一定規模以上のものが行われていると認められるものに限る。

注5) 複数年度にわたり軽減措置を受けようとする場合は、毎年度の届出を必要とする。

② 軽減率の拡充

着陸料の全額免除

注1) 軽減率の拡充は、平成29年9月1日以降の運航分に限る。

注2) 国際路線の誘致・充実に効果的な取組が軽減率を拡充した場合の軽減額と同程度以上であるとは認められないが、軽減率拡充前の軽減額と同程度であると認められる限り、軽減率を1/2に変更できる。ただし、軽減率の拡充の終了による軽減率の変更は月単位とする。

3. 提出書類

(1) インバウンド割引届出書

※変更の場合は「インバウンド割引届出書(変更)」

(2) 添付書類

① 航空会社等に対する支援の具体的な内容が確認できる書類(補助要綱、予算書、合意書等の写し)

② 訪日外国人旅行者の受入等に関する計画

※広域観光周遊ルート形成計画が策定されている地域においては、当該計画を提出すること。

※広域観光周遊ルート形成計画が策定されていない地域においては、その他の受入等に関する計画等を提出すること。(様式自由)

③ インバウンド割引軽減拡充予定表(別紙様式)

※軽減期間の拡充を予定する場合、添付すること。

④ その他参考資料等(必要に応じ)

4. 届出書の提出方法

(1)届出人:対象便を運航する航空会社と地域の関係者との連名

(2)届出先:国土交通大臣

(3)届出書の提出先

国土交通省地方運輸局交通政策部長を経由して、航空局総務課政策企画調査室長

※各地方運輸局へのリンク:<http://www.mlit.go.jp/about/chihounyu.html>

(4)受付期間:平成31年2月20日まで

(次年度以降軽減措置を継続して実施する場合には以後も継続して受付。)

(5)届出書の提出期限:軽減措置を受けようとする月の前月20日まで

(6)届出内容の変更等について

届出内容を変更する必要がある場合には、速やかに地方運輸局及び航空局総務課政策企画調査室に通知するとともに、変更後の届出書を提出してください。

(7)その他

届出内容に不備がある場合は軽減措置を受けられませんので、事前に確認を受けてください。

5. 問合せ先

国土交通省 航空局総務課政策企画調査室 「インバウンド割引」担当

電話:03-5253-8695

メールアドレス:hqt-honichishien@ml.mlit.go.jp